

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和4年7月1日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 北海道新幹線建設局長 竹津 英二

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務は、整備新幹線の軌道工事における作業員不足や作業環境の改善を目的とし、熟練作業が必要である整備新幹線の軌道スラブ下に使用するCAモルタルに替わる充填材の検討及びトンネル作業坑から使用機械の搬入可能な施工方法を検討する業務である。

本業務の実施に当たっては、従来のCAモルタルの性能を熟知していると共に新幹線工事における充填作業も熟知し改善及び検討することができる特定の者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 CAモルタルに替わる充填材及び施工方法の検討
- (2) 業務内容
 - ① CAモルタルに替わる充填材の検討
 - ② 施工方法の検討
 - ③ 打合せ
 - ④ 報告書作成
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和5年3月10日まで

3 業務目的

本業務は、整備新幹線の軌道敷設における作業員不足や作業環境の改善を目的とし、熟練作業が必要となる整備新幹線の軌道スラブ下に充填するCAモルタルに替わる充填材の検討及びトンネル作業坑から使用機材の搬入可能な施工方法を検討する業務である。

4 応募要件

以下に掲げる要件を満たしている者とする。

(1) 基本的要件

- ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成 15 年 10 月機構規程第 78 号）第 4 条又は第 5 条に該当しない者であること。
- イ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）における「土木設計調査」に係る令和 3・4 年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- ウ 参加意思確認書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間において、当機構理事長から「北海道地区」において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ア 参加表明者（企業）の実績
 - CA モルタルの材料特性に関する研究又は CA モルタルの施工方法に関する研究等の論文又は発表の実績を有すること。
- イ 参加表明者（企業）の能力
 - 整備新幹線の CA モルタルの性能及び充填作業方法を熟知し改善及び開発を行う能力（試験器具、装置等及び試験環境を確保できる事の証明）を有すること。

(3) 配置予定技術者の資格に関する要件

日本鉄道施設協会の「スラブ軌道施工技術者資格認定証」を有する主任技術者を配置できること。

5 手続等

(1) 担当支社等

〒060-0002 札幌市中央区北二条西一丁目 1 番地
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
北海道新幹線建設局 総務部 契約課 契約係
電話 011-231-3489
電子メールアドレス keiyaku.spp@jrtt.go.jp

(2) 説明書等の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 本公示の日から令和 4 年 8 月 1 日までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、10 時から 16 時まで。

イ 交付場所 (1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和4年8月2日17時。

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 郵送、信書便（民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）、持参又は電子メール（郵送の場合は書留郵便、信書便の場合は書留郵便と同等のものに限る。電子メールによる場合は、押印を省略する場合に限り認めるものとし、提出後は、着信確認のため、提出先に電話により確認すること。以下「郵送等」という。）により提出すること。

なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限：令和4年9月5日17時。

(4) 4(1)イに掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出の時に、当該競争参加資格の認定を受けていなければならない。

当該競争参加資格の認定に係る申請は、当機構建設企画部工事契約課において、随時受け付ける。

(5) 契約に係る情報提供の協力依頼

次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

ア 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(6) 詳細は説明書による。